

平成18年第3回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成18年7月27日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成18年7月27日（木）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第121号から議案第126号まで
- 第4 （総務常任委員会付託案件）
議案第123号、議案第124号
（市民厚生常任委員会付託案件）
議案第121号及び議案第122号、議案第125号及び議案第126号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第121号から議案第126号まで
 - 日程第4 （総務常任委員会付託案件）
議案第123号、議案第124号
（市民厚生常任委員会付託案件）
議案第121号及び議案第122号、議案第125号及び議案第126号
- 追加日程 発議案第12号
追加日程 発議案第13号

出席議員（57名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	白杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	白木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	19番	大桃一浩君
20番	中川隆一君	21番	岩崎隆寿君
22番	高野庄嗣君	23番	中村良夫君

24番	石	塚	一	雄	君	25番	若	林	直	樹	君	
26番	田	中	文	夫	君	27番	金	子	健	治	君	
28番	村	川	四	郎	君	29番	高	野	正	道	君	
30番	名	畑	清	一	君	31番	高	和	正	敏	君	
32番	金	山	教	勇	君	33番	白	木	善	祥	君	
34番	渡	邊	庚	二	君	35番	佐	藤		孝	君	
36番	金	光	英	晴	君	37番	葛	西	博	之	君	
38番	猪	股	文	彦	君	39番	川	上	龍	一	君	
40番	本	間	千	佳	子	君	41番	大	場	慶	親	君
42番	本	間	武	雄	君	43番	根	岸	勇	雄	君	
44番	牧	野	秀	夫	君	45番	近	藤	和	義	君	
46番	熊	谷		実	君	47番	本	間	勇	作	君	
48番	祝		優	雄	君	49番	兵	庫		稔	君	
50番	竹	内	道	廣	君	51番	岩	野	一	則	君	
52番	渡	部	幹	雄	君	53番	浜	口	鶴	藏	君	
54番	大	澤	祐	治	郎	君	55番	肥	田	利	夫	君
58番	加	賀	博	昭	君	57番	金	子	克	己	君	
58番	梅	澤	雅	廣	君							

欠席議員（1名）

18番 池 田 寅 一 君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高	野	宏	一	郎	君	助 役	大	竹	幸	一	君	
助 役 (収入役事務兼掌)	親	松	東	一	君	君	総務部長	齋	藤	英	夫	君	
企画財政部長	中	川	義	弘	君	君	市民環境部長	粕	谷	達	男	君	
福祉保健部長	末	武	正	義	君	君	産業観光部長	川	島	雄	一	郎	君
建設部長	佐	藤	一	富	君	君	総務部長 (総務課長)	佐	々	木	正	雄	君
企画財政部長 (財政課長)	山	本	充	彦	君	君	市民環境部長 (環境課長)	大	川	剛	史	君	
福祉保健部代理 (社会福祉課長)	浅	井	一	弘	君	君	産業観光部長 (農業振興課長)	児	玉		剛	君	

産業観光部長 (副部長)	伊藤俊之君	建設部長 (建設課長)	渡辺正人君
防災管財長	榎惠博君	行政改革長	藤澤一雄君
企画振興長	金子優君	市民課長	清水俊英君
高齢福祉長	藤井武雄君	水道課長	田畑孝雄君
教育長	渡邊剛忠君	教育次長	鹿野一雄君
教育委員会 教育課	児玉功君	教育委員会 生涯学習課	坂本孝明君
教育委員会 社会体育課	平間俊雄君	税務課長	早藤良君

事務局職員出席者

事務局長	山田富巳夫君	事務局次長	池昌映君
議事係長	中川雅史君	議事係	松塚洋樹君

午前10時00分 開会・開議

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの出席議員55名、定足数に達しておりますので、平成18年第3回佐渡市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（梅澤雅廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、15番、小田純一君、42番、本間武雄君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（梅澤雅廣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

岩崎議会運営委員長。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） 今臨時会の会期日程についてご報告いたします。お手元の第3回臨時市議会の会期日程をごらんください。

本日7月27日、本会議であります。この後、議案の上程、提案理由の説明、質疑を経て委員会付託とし、休憩に入ります。休憩中に委員会審査を行い、審査終了次第、委員長報告書の配付、質疑受け付けを行い、その後本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決となります。その後北朝鮮のミサイル発射と妙見山へのレーダー設置に関しては、佐渡市民にとって重大な事件でありますので、この際政府に対し、意見書を提出するため、急施事件として発議案の上程が予定されます。会期は本日1日とします。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

日程第3 議案第121号から議案第126号まで

○議長（梅澤雅廣君） 日程第3、議案第121号から議案第126号までを一括議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。議長の許可を得まして、議案の提案を行います。

議案第121号及び議案第122号は関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第121号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第122号 市町村合併に伴う佐渡市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2議案のうち、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、被保険者の前年の所得が確定したことを受け、本算定を行い、医療分に係る被保険者の所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平均割額の改正並びに介護納付金課税被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の改正を行うものであります。また、低所得者に対する軽減制度における応益部分の減額の額を医療分並びに介護分についてそれぞれ改正するものであります。

次に、市町村合併に伴う佐渡市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、不均一課税対象区域における医療分に係る被保険者の所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平均割額の改正を行うものであります。あわせて低所得者に対する軽減制度における応益部分の減額の額についても改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第123号 両津辺地、相川辺地、金井辺地、真野辺地、小木辺地及び赤泊辺地に係る公共的施設の総合的整備に関する財政計画の変更について。本案は、平成16年度から平成18年度を計画期間とする辺地に係る公共的施設の総合整備に関する財政計画に変更が生じたため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により、総合整備計画の変更について議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第124号 平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ960万5,000円を追加し、予算総額を460億2,697万9,000円とするものであります。補正内容について申し上げますと、歳入では老人保健特別会計の平成17年度分の精算に伴い、一般会計への繰入金として960万5,000円を予算計上するものですし、歳出においては商工費で上越・佐渡友好交流パス事業の経費として84万9,000円を、総務費では財政調整基金に875万6,000円を積み立てる予算の補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第125号 平成18年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成18年度国民健康保険事業の本算定に伴うもので、歳入歳出それぞれ6,766万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億6,016万円とするものであります。歳入予算の主なものは、国民健康保険税が3億6,898万5,000円の減、繰越金が3億4,520万8,000円の増であります。歳出予算の主なものは、保険給付費が1億2,690万円の増、老人保健拠出金が9,441万3,000円の減などであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第126号 平成18年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成17年度分の老人医療給付費の実績に伴う精算によるもので、歳入歳出それぞれ4,994万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億3,512万8,000円とするものであります。歳入予算は、過年度分医療費国庫負担金が4,994万9,000円の増であります。歳出予算の主なものは、過年度の精算として償還金が3,620万

7,000円の増などであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第121号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 国民健康保険税条例の改正についてお尋ねをいたします。

極めて特徴的な改正の数値が出てまいりました。まず、第4条第1項中の税率を大幅に改正した中で、恐らくこれは一般所得の関係だろうと思いますが、0.27%、旧に対してふえておる。一体これは金額にして幾らなのか。

逆に第5条、これは固定資産でございます。これは税率を上げてきておるわけですが、これは一体総体でどのくらいの金額になるという改正なのか。均等割は下げています。世帯平等割というのも、これも下げています。あとは、これは介護関係でありますから特に触れませんが、一番特徴的にあらわれたのは所得割というのが大幅にふえてきておる。これは重要な意味を別面持つておるんで、まずこの点についてご説明を願いたい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

粕谷市民環境部長。

○市民環境部長（粕谷達男君） お答え申し上げます。

質問の中で、第4条第1項中の所得割の関係でございますが、これは今ほど加賀議員ご質問ではふえていくという表現があったようでございますが、実はこれは下がっておる額でございますし、それからもう一点、それぞれに係る具体的な増減した額の中の金額が幾らになるのかというのは、申しわけございません。今ちょっと計算しておりますので、後でお答え申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 計算しておるからって冗談ではない。私の言うておることがようわからん。いいですか。所得割が下がりましたよということは、裏返して言うと、所得税を納めた人ないしは市民税をいっぱい納めた人がおるといこと。したがって、税率を下げられるということ。私がここで言うておるのは、したがって税金を市民はいっぱい納めておる。つまり所得というものにかかわる税金をいっぱい納めておるから、国保の方では税率を下げるのだという、こういう現象が出てきている。

それで、では聞きますが、税務課長、一体国保の各項目別税率をいじるときに、税務課長が把握しておる、この年に集められる所得にかかわる税金というのは、新旧照らしてどういう数字になっているのか、まず。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

早藤税務課長。

○税務課長（早藤 良君） お答えします。

今の件につきましては、私の方で具体的な数値を把握しておりません。まことに申しわけありません。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 市長、よう聞いておいてください。私はわかっておるのです。私がわかっておるの

に担当がわかっておらぬというのは何事だ。少なくともこういうことなのです。ことしの国民健康保険の医療費等支出がこれだけ要るのだと。それに対して条例はこうなっている。所得割を40%とります。資産割を10%とって均等割が35%、平均割を15%とって玉を合わせているわけです。そのことを私が聞いておるのに、担当が答えられぬというのは、一体何をもって市長は議会に提案をしたのですか。これは一般質問ではないのです、質疑なのです。つまり幾らとらなければならない。そのうちの40%が所得割なのですよというのです。その所得割を聞いておるのにわかりませんか、一体これどうするのですか。議長、これは加賀が質問して執行部が答えられませんか、はい、わかりましたと終われる問題ではないのですよ、これは。

ちょっとかみ砕いて申し上げさせていただくなら、こういうことなのです。所得にかかわる税金があるものですから、だから所得に係る税率を下げて規定のお金がとれると、こうなる。それでは、その次の資産割10%は何で上げたのだ。資産から資産割で10%とるという条例上の規定があるから、これとらなければならない、こうなるわけです。

ところが、恐らく私が察するところ、固定資産の見直しをやったではないか。したがって、固定資産税の評価替えによる見直しがあるから、これは逆に上げないと10%に達しないよという数字ではないのか、これは。こんなことが答えられませんかと言うて、はい、わかりましたというわけにはまいらぬ。

けさも夕張、何で再建団体に転落したのだ。みのもんたがやっておった。議員も大ばかなら、それに500万近い給料を払っておる、何事だと、こういうのをやっておりました。まさに議会をなめてもらっては困る。そんないいかげんな議員ばかりおるのではない。佐渡市には立派な議員がおるのだということを忘れてもらっては困る。そういう意味で、これは調べて答弁しなさい。そうでないと、あとの予算のところだって答弁できませんよ。担当課長、しっかり答弁しなさい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

清水市民課長。

○市民課長（清水俊英君） お答えいたします。

18年度の賦課総額でございますが、13億9,980万3,000円でありまして、そのうち所得割として40%、5億5,992万1,500円、それから資産割が10%でございますので、1億3,998万ということになります。あと応益割が均等割として35%徴収することになっておりますので、その額が4億8,993万1,000円、それから平等割額が2億997万500円ということになります。この資産割10%、1億3,998万円に対しまして固定資産税額が6億6,491万8,000円でございますので、これを割り返しまして21.05ということになります。税率が上がっていることにつきましては、固定資産税の総額が下がっていることから税率は上がるということになります。よろしくお願いいたします。

〔議長、これはだめだ。もう一回、資料を持っておるはずだから、資料に基づいてきちっと説明しなければ、私は3回しか質問できぬということになっておるけれども、それはまともな答弁した場合の話であって、今みたいなわけのわからぬこと言っておるのはだめです〕と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ここで暫時休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

答弁を許します。

粕谷市民環境部長。

○市民環境部長（粕谷達男君） お答え申し上げます。

先ほど加賀議員の方からの質問でございました所得割あるいは資産割の関係でございますが、所得割につきましては6月議会でご提案申しましたように、地方税法が改正されております。特に大きなものは公的年金の関係の改正ございましたが、その結果、所得が前年に比べまして9,133万5,000円ほどの増という形になりまして、その結果、前年と比べまして0.27の税率の引き下げということになります。

それから、固定資産の関係でございますが、これにつきましてはことし評価替えがございました。その関係で、全体の固定資産税額が減額しております。金額が国保に関しましては約4,659万6,000円が該当になっております。その結果、資産割の税率が0.63上がったという、こういう内容でございます。

以上でございます。細部につきましては、委員会の方でまたお答え申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（梅澤雅廣君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第121号についての質疑を終結いたします。

議案第122号 市町村合併に伴う佐渡市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） これは市町村合併に当たって、畑野であるとか赤泊が国保に関する基金を余計に持って合併をしたから、この前に新穂あったのですけれども、新穂はもう消えたのだと思うのですが、あと残ったのが畑野と赤泊。赤泊のはこの後出てくるのですね、議案番号でいえば、122号ですね。一緒なのだ。ここで赤泊と畑野の処理をすると、こういうことなのですが、まず1点は本年をもって特例条項というのとはなくなったというふうにはまず理解をしておきます。間違いであれば間違いだと指摘願ひたい。

なお、これによって、畑野の国保平均値というのはどのくらいになるのか、また赤泊はどうなるのか、この点についてお答え願ひたい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

清水市民課長。

○市民課長（清水俊英君） お答えいたします。

医療一般分についてでございますが、畑野地区につきましては1人当たり、18年度が3万6,300円ということですし、17年度が3万6,500円ということで200円ほど減額になっております。

それから、赤泊地区につきましては、医療一般分であります、4万1,100円、それから17年度が3万7,600円ということで、3,500円の減額になっております。よろしくお願ひします。

〔「全然違うことを言うておるな」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（清水俊英君） 失礼しました。特例措置については、18年度で終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 私の聞いておるのは、こういうことを聞いておる。私の計算でいくと、前は、去年の国民健康保険税の平均値というのは4万六千九百幾らぐらいになっておったはずですよ。ところが、今度の見直しで4万6,408円くらいになるのではないかと見ておる。これに対して、赤泊、畑野は特例が外れるわけですから、18年度まではこれを維持するというのか、18年度、これは廃止条例でしょう、今度のやつは。そうだとすると、幾らであったものが幾らになるのだ、こういう聞き方をしておるのですね、私の聞き方は、わかりますか。そう聞いておるのですよ。特例措置に関する条例の一部を改正すると、こういうことで改正するのだが、ことしは特例措置が生きておるのかどうか。特例措置が生きておるとすれば改正の必要はないのだけれども、率の改正があるとすれば、それは幾らが幾らになり、平均値でいいのです。国保平均値は畑野は幾らが幾ら、赤泊、幾らが幾ら。私が何と比較するかというと、4万六千九百幾らであったものが4万6,408円に下がる。それと、畑野はどうなるのだ、それに対して赤泊はどうなるかと、こう聞いておる。お答えください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

清水市民課長。

○市民課長（清水俊英君） お答えいたします。

あくまでも現時点、税率を算定する時点での数値でございますが、佐渡市全体では今おっしゃいましたように、1人当たり4万6,408円ということですし、畑野地区につきましては3万7,854円、それから赤泊地区については4万1,059円ということでありまして、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第122号についての質疑を終結いたします。

議案第123号 両津辺地、相川辺地、金井辺地、真野辺地、小木辺地及び赤泊辺地に係る公共的施設の総合的整備に関する財政計画の変更についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） まず、第1点の質問は、辺地債というのが地方自治体にとっては一番効率のいい起債なのです。だから、できればこれをいっぱい欲しいわけです。従来は、これは3月でよかった、上がるのが。何でこれが今出てきたのかというのが1点。

次に、これは変更計画というふうになっておる。もとの数字がどうで、今回の変更した数字はどうなっておるのか。まず、この2点についてお答え願いたい。それを聞いた上で、また聞きます。

○議長（梅澤雅廣君） 中川企画財政部長。

○企画財政部長（中川義弘君） お答えいたします。

今まで3月でやっていたのが、なぜ今出てきたかということでございますが、これは平成11年の地方分権一括法の成立に伴いまして、18年度から今まで加賀議員が言われたとおり、地方債では許可制度であ

ったのですが、これが廃止され、今度は協議制度に移行したということになります。協議制度ですので、事前にこの額をおろしておかなければ、このときの協議書を出すことができないということになりましたので、3月でなくて、この際にお願ひしたいということでございます。

それから、どんな方向になっているかということでございますが、この変更の計画書の後ろのところに変更契約の概要書というのが載っているかと思うのですが、これは18年7月の変更ということで、両津辺地が3回、相川辺地が2回目、金井辺地3回等々が載っておりますが、ここに変更前と変更後とか書いてありますので、比較をして見ていただきたいなというつもりであります。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） これがちょっとおかしいと。私は、この許可制から協議制に移るということは承知しておる。

それでは、一体今これを出しまして、いつどこ協議に入るのかということが1点。そして、これは変更計画でございますから、変更計画という以上は、計画書の一番最後のところに18年7月変更というのが出ておる。そこで、一体トータルで幾らのものが幾らに変更されたのか。ここに合計というのが出ておる。辺地債が23億三千万何がし、23億二千七百万、ここにあるのです、合計が。これが辺地債の合計は23億2,780万か、それに対して23億3,000万、だからわずかばかりの変更なのです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○56番（加賀博昭君） そうすると、総額幾らが幾らになったのだ。この後の質問、私は用意はしておる。したがって、総額幾らのやつを幾らに変更したのか。辺地債ですよ。これで2回目です。

○議長（梅澤雅廣君） 中川企画財政部長。

○企画財政部長（中川義弘君） お答えいたします。

まず、起債の協議書を9月までに提出するという事になっておるのですが、それまでに県と国が事前に協議等を行うということになっております。この協議というのは、8月末あるいは9月の頭ということを見ておるのですが、そのときにこの額を変更しておかなくてはいけない、議会の議決も求めておかなくてはならないということになりますので、そういったことをご理解をお願いします。総額につきましては、財政課長の方からご説明させます。

○議長（梅澤雅廣君） 山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

18年度の辺地債の起債予定額は13億ぐらいを予定しております。

○56番（加賀博昭君） 議長、言うてください。私が言うておるのは、変更前と変更後で一体幾らの協議金額を上げておるのだと聞いておるわけですよ。それが13億だということになると、ここはもちろん辺地債というのはいっぱい上げておいて、そして対象にしてもらわなければならぬというのはわかる。そうすると、ここに書いてあるのは希望数値であって、実際は総体で13億だということになれば、赤泊一つも該当しないというふうな話になるのだから、その辺のところ、もうちょっとわかりやすく説明させてください。

○議長（梅澤雅廣君） 今、質問の趣旨わかりましたか。

金子企画振興課長。

○企画振興課長（金子 優君） お答えいたします。

事業費ですけれども、総事業費につきましては239億8,000万ということで、事業費は全計画が載っております。このうち起債かえをこととするものが13億6,130万ということで、今回の変更額は8,910万円増額でございます。表の方でいいますと、一番最後に概況があるのでございますが、例えば両津にしますと、両津で加茂幹線2号線が現在の計画では1億4,850万ですけれども、変更で1億5,230万と、これが変更後と変更前の数字でございます。この差額を合計しますと8,910万になりますので、今回8,910万円増額をさせていただいたというのが内容でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） そこで、私はここに辺地対策事業債の推移というのを持っておる。見ると、17年度では21億9,860万くらいの数字になっている。今の答弁でいくと13億ぐらいですから、大幅に落ち込んでくるということが考えられる。

そこで、何で約22億というのが13億に落ちてきたのかと、このところの関係がわかるのかどうか。わかるのかどうかというのは失礼千万だな。わかっておるはずだから、どうして半分近くに落ち込んでくるのか。

それと、もう一つ、この際お聞きしたいのですが、こういう起債財源というのは、もとは郵便局なくして弱っている。郵便局の積み立て等のお金その他が起債の金額に化けてきておるといことですね。今はそうではなくなっておる。これが大蔵省の昔でいえば、そこのところへ入ってきて、この起債財源に化けて、今はどうなっているのか。それは17年度の約22億というのが13億に落ちてきた、半分近く落ちてきた。これとどういう因果関係があるのかご説明を願いたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

起債借入額の減少については、普通建設事業費の削減によるものであります。

それと、起債については、辺地債、交付税措置置額80%と合併特例債が70%ということですので、辺地対策事業債の方が有利で、なるべくこちらの方を借りたいのですけれども、合併特例債についても10年という期限があります。それで、辺地債に向かないものを合併特例債の方で充当したいというふうに考えております。

以上です。

○56番（加賀博昭君） 議長、おれは3回やったのです。だから、これ以上はやれないのですけれども、それでは乾かないから、私は自席で勝手にしゃべる。私の聞いておることと全然……

○議長（梅澤雅廣君） ちょっと加賀議員、これ3回ということになっておりますから、今あなた、そこで自席でしゃべるということになると、これは異例ということになりますので、3回やりましたので、この件についてはこれで質疑を終わることにさせていただきます。

〔「議長、議事進行だ、それじゃ」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 議事進行でよろしいか。

○議長（梅澤雅廣君） どうぞ。

○56番（加賀博昭君） 議長、私の聞いておるのは極めて簡単に聞いたのですよ。つまり起債財源とは一体何をもって財源としておるのか。17年度、22億がどうして18年度に半分に落ち込んだのか、その辺の関係を説明せえというのに、辺地債は交付税算入率がいいからとか、合併特例債はどうかのと、私はそんなこと聞いておりません。それだったら議長において、これは議長に言うておるのですよ、議事進行というのは。議長において、答弁者に対して、加賀議員はそんなことは聞いていないのだ。こう聞いておるのだから、それについて答えなさいと、あなたが指揮しなければ、おれは3回で質問ができないのだから、引き下がるのです。しかし、その指示はあなたがやらないでだれがやる。

○議長（梅澤雅廣君） あなたの言っていることはわかりました。すなわち答弁漏れだと、あなたの質問に対する的確な答弁がないと、こういうことであるが、あなたはさらに質問しようとしたから、私はとめた。それでは、あなたの質問に対する執行部の答弁に不備があると、こういうご指摘でありますから、執行部の方でその不備の面について答弁するよう求めます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ここで答弁準備のため暫時休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

答弁を許します。

金子企画振興課長。

○企画振興課長（金子 優君） お答えします。

普通建設事業費が16年、17年、18年と見直しをしております。普通建設が減ったことによりまして、対象事業費も当然減ってまいります。それで、辺地に該当するものについては、すべて申請をしております。普通建設事業費が下がったということで、申請額が下がって13億になっておるとというのが現状でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

簡保資金が少なくなった部分は、資金運用部の方から借り入れしております。

○議長（梅澤雅廣君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第123号についての質疑を終結いたします。

議案第124号 平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第124号についての質疑を終結いたします。

議案第125号 平成18年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第125号についての質疑を終結いたします。

議案第126号 平成18年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第126号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第121号から議案第126号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託をします。

委員会審査のため暫時休憩します。

午前 11時11分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 （総務常任委員会付託案件）

議案第123号、議案第124号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第121号及び議案第122号、議案第125号及び議案第126号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第4、これより総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

浜田総務常任委員長。

〔総務常任委員長 浜田正敏君登壇〕

○総務常任委員長（浜田正敏君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第123号 両津辺地、相川辺地、金井辺地、真野辺地、小木辺地及び赤泊辺地に係る公共的施設の総合的整備に関する財政計画の変更について。本案は、平成16年度から平成18年度を計画期間とする辺地に係る公共的施設の総合整備に関する財政計画に変更が生じたため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により、総合整備計画の変更をするものです。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第124号 平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ960万5,000円を追加し、予算総額を460億2,697万9,000円とするものであります。歳入予算の補正は、老人保健特別会計の平成17年度分の精算に伴い、一般会計への繰入金として960万5,000円の増、歳出予算の補正は商工費で上越・佐渡友好交流パス事業の経費として84万9,000円の増、総務費では財政調整基金積立金875万6,000円の増であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定し

ました。

- 議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより総務常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

根岸市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 根岸勇雄君登壇〕

- 市民厚生常任委員長（根岸勇雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第121号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険加入被保険者の前年の所得が確定したことに伴い、本算定を行い、各世帯別に国民健康保険税を賦課するに当たり、医療分に係る被保険者の所得割額等を改正し、1人当たり約498円の減額とし、並びに介護納付金課税被保険者に係る所得割額等及び低所得者に対する軽減制度における応益部分の減額について改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第122号 市町村合併に伴う佐渡市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、不均一課税対象区域における医療分に係る被保険者の所得割額等及び低所得者に対する軽減制度における応益部分の減額について改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第125号 平成18年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成18年度の国民健康保険事業の本算定に伴い、歳入歳出それぞれ6,766万円を追加し、予算総額を64億6,016万円とするものであります。歳入予算の補正は、国民健康保険税が3億6,898万5,000円の減額、繰越金が3億4,520万8,000円の増額等であり、歳出予算の補正は保険給付費が1億2,690万円の増額、老人保健拠出金が9,441万3,000円の減額等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第126号 平成18年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成17年度の老人医療給付費の精算に伴い、歳入歳出それぞれ4,994万9,000円を追加し、予算総額を94億3,512万8,000円とするものであります。歳入予算の補正は、国庫支出金が4,994万9,000円の増額であり、歳出予算の補正は諸支出金が4,581万2,000円の増額等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

- 議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

追加日程 発議案第12号

○議長（梅澤雅廣君） お諮りします。

ただいま意見書提出のための発議案第12号及び発議案第13号が提出され、所定の賛成者がありますので、急施事件と認め、意見書提出の件を日程に追加し、議題とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、意見書提出の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

発議案第12号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

竹内道廣君。

〔50番 竹内道廣君登壇〕

○50番（竹内道廣君）

発議案第12号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年7月27日

提出者	佐渡市議会議員	竹内道廣
賛成者	〃	葛西博之
〃	〃	渡邊庚二
〃	〃	猪股文彦
〃	〃	小杉邦男

北朝鮮ミサイル発射に対する意見書

去る7月5日の北朝鮮による国際社会の常識を無視した7発にも及ぶ弾道ミサイルの発射は、わが国に重大な脅威を与えたことはもとより、地理的に近い佐渡市民にとっても極めて深刻な不安を生じさせた。これを受け国連安全保障理事会は、7月15日に日本や米国が提案した北朝鮮のミサイル発射を非難する決議を全会一致で採択した。然るに北朝鮮は、無謀にも今後も更にミサイルの発射準備をしているとの報道もある。佐渡は離島であり、海上交通なくしては生活できない地理的に不利な条件があり、市民生活の安全確保は主権国家としての政府の責任である。

一方、政府は時を同じくして、佐渡に新型レーダーの配備を計画しているが、このことは北朝鮮のミサイルのターゲットにされる危険性をはらんでいる。

よって、政府におかれては、佐渡市民の実状を深く理解され、島民の生活の安全を確保すべく外交交渉を含め、防衛体制に万全を期すよう最大の努力をされるとともに、次の事項を実現されるよう強く要望す

る。

記

- 1 引き続き、毅然たる態度をもって、危機回避のための外交交渉を行うこと。
- 2 佐渡への新設レーダー配備については、市民の意向を最大限尊重し、市民に対する十分な説明と市民の生命財産の保護措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

どうかご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第12号は原案のとおり可決されました。

追加日程 発議案第13号

○議長（梅澤雅廣君） 続いて、発議案第13号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

竹内道廣君。

〔50番 竹内道廣君登壇〕

○50番（竹内道廣君）

発議案第13号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年7月27日

提出者	佐渡市議会議員	竹内道廣
賛成者	〃	若林直樹
〃	〃	渡邊庚二
〃	〃	猪股文彦
〃	〃	小杉邦男

固定式地上設置型レーダー「FPS-XX」配備に関する意見書

北朝鮮による無軌道なミサイル発射は、我が国に重大な脅威を与えると同時に、佐渡市民に極めて深刻な不安を覚えさせた。

折りしも、防衛庁は弾道ミサイル探知・追尾機能を備えた新型レーダー「FPS-XX」をこの佐渡市を始め全国4箇所に順次配備すべく計画しているが、佐渡市民に対する同レーダーの配備に関する詳細説明が未だなされていない。

よって、政府におかれては、防衛庁「FPS-XX」の概要及び配備計画を始めとした関連情報の詳細説明と、配備による住民リスクを含めた国民保護の全容を速やかに佐渡市に開示するとともに、地元の意

向を最大限尊重されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

賛同をよろしく願います。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これにて平成18年第3回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 3時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年7月27日

議 長 梅 澤 雅 廣

署 名 議 員 小 田 純 一

署 名 議 員 本 間 武 雄